

“－”は当月の測定対象外、又は分析中です
“<”は定量下限値未滿を示しています。

1. 施設の運転期間

	第1工場1号炉	第2工場1号炉	第2工場2号炉
運 転 期 間	12/1～21	12/1～31	12/1～31

2. 廃棄物の処理状況

	第1工場1号炉	第2工場1号炉	第2工場2号炉	合 計
一 般 廃 棄 物 (t)	2,990.9	4,419.8	4,271.5	11,682.2

3. 設備にたい積したばいじんの除去を行った日

【実施頻度：施設停止中に随時】

	第1工場1号炉	第2工場1号炉	第2工場2号炉
温 度 調 節 器	－	－	－
集 じ ん 機	－	－	－
触 媒 脱 硝 装 置	－	－	－

4. 施設の運転に係るデータ（連続測定値）

	第1工場1号炉	第2工場1号炉	第2工場2号炉	維持管理基準
燃 焼 ガ ス 温 度 ※1 (℃)	882	900	886	800℃以上
集 じ ん 機 前 ガ ス 温 度 ※1 (℃)	144	151	154	概ね200℃以下
排 ガ ス 中 の C O 濃 度 ※1, 2 (ppm)	7	6	12	100ppm以下

5. 排ガス中のばい煙測定結果

【測定頻度：2か月に1度】

	第1工場1号炉	第2工場1号炉	第2工場2号炉	排 出 基 準
測 定 位 置	－	煙突測定口	煙突測定口	
測 定 日	－	12/13	12/10	
測 定 結 果 が 得 ら れ た 日	－	1/8	1/6	
ば い じ ん ※2 (g/Nm ³)	－	<0.001	<0.001	0.08
硫 黄 酸 化 物 (Nm ³ /h)	－	0.0069	0.074	第一工場：12.389 第二工場：12.186
窒 素 酸 化 物 ※2 (ppm)	－	24	35	250
塩 化 水 素 ※2 (mg/Nm ³)	－	1	7	700

6. 排ガス中のダイオキシン類測定結果

【測定頻度：1年に1度】

	第1工場1号炉	第2工場1号炉	第2工場2号炉	排 出 基 準
測 定 位 置	－	－	－	
測 定 日	－	－	－	
測 定 結 果 が 得 ら れ た 日	－	－	－	
ダ イ オ キ シ ン 類 (ng-TEQ / m ³ N)	－	－	－	1

※1 日平均値の測定期間における平均値です。

※2 ガス中の酸素が12%の状態に換算した値です。

1. 最終処分場について

場所	廃棄物の種類	埋立量 (m ³)	埋立開始日	埋立終了日
北東側	集塵灰固化物	11,884	昭和55年4月1日	昭和58年3月28日
北西側	集塵灰固化物	39,938	昭和58年3月27日	平成11年7月30日

2. 施設の点検結果

		点検対象施設			
		擁壁等	覆土	側溝	看板等
点検日		令和6年12月23日	令和6年12月23日	令和6年12月23日	令和6年12月23日
点検方法		目視	目視	目視	目視
点検結果（異常の有無）		無	無	無	無
必要な措置を講じた日と内容	日付け				
	内容	無	無	無	無

3. 水質検査結果

測定頻度：周辺地下水：1月1回（全項目は年1回）
：点検井戸：3月1回（全項目は年2回）

採水箇所 分析項目		周辺地下水	
		3号井戸	4号井戸
電気伝導率	mS/m	18.5	16.9
塩化物イオン濃度	mg/L	16	19
採水日		令和6年12月4日	令和6年12月4日
報告日（検査結果の得られた日）		令和7年1月6日	令和7年1月6日

・12月の点検井戸の検査結果は次ページに記載する。

令和6年度 点検井戸の検査結果

採水日：令和6年12月4日

報告日：令和7年1月6日

測定位置 項 目		点検井戸 No. 1	点検井戸 No. 2	点検井戸 No. 3	点検井戸 No. 4	点検井戸 No. 5	点検井戸 No. 6	基準※1
水素イオン濃度	－	8.6	10.8	12.0	10.2	7.6	9.2	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	<0.5	15.0	2.7	<0.5	2.5	0.6	60
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	45	50	13.0	22	4.1	5.3	90
浮遊物質（SS）	mg/L	1	16	2	1	2	1	60
ノルマドヘキサン抽出物質含有量（鉱物油）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5
ノルマドヘキサン抽出物質含有量（動植物油）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	30
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
有機燐化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5
ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.01	0.05	0.04	0.08	<0.01	<0.01	0.1
水銀及びアルキル水銀化合物その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと※2
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0.06
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1
フッ素及びその化合物	mg/L	<0.8	0.8	1.2	1.6	<0.8	<0.8	8
ホウ素及びその化合物	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	10
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5
アンモニア性窒素	mg/L	0.08	6.4	3.3	<0.04	<0.04	<0.04	200 (NH ₄ ⁺ -N×0.4 +NO ₂ ⁻ -N+NO ₃ ⁻ -N)
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.04	0.05	0.58	2.80	<0.04	<0.04	
硝酸性窒素	mg/L	2.2	<0.04	<0.04	0.67	1.00	2.20	
クロム含有量	mg/L	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	2
フェノール類含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	5
亜鉛含有量	mg/L	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	5
銅含有量	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3
溶解性鉄含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	10
大腸菌群数	個/cm ³	<1	<1	<1	<1	2	<1	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/L	4.3	9.6	6.0	5.2	1.3	2.5	120
燐含有量	mg/L	0.2	0.7	0.1	0.2	<0.1	<0.1	16
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	-	-	-	-	-	10 ^{※3}

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令。

※2 「検出されないこと」とは、検出下限値未満のことをいう。

※3 最終処分場からの放流水基準(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則による。)